

山形県議会議員の請負の状況の公表に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和5年山形県議会告示 第 号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 規程第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）により行わなければならない。

2 規程第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、規程第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 規程第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から山形県議会事務局総務課内で、山形県の休日を守る条例（平成元年3月山形県条例第10号）第1条第1項に規定する休日（次項において「休日」という。）以外の日において、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間にすることができる。

2 閲覧をしようとする者は、閲覧請求書（第3号様式）を提出しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(期限等の特例)

第5条 規程第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年10月27日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

山形県議会議長 殿

山形県議会議員

訂正届

山形県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第3号様式（第4条第2項関係）

年 月 日

閲覧請求書

山形県議会議長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

職 業 _____

閲覧内容	請負状況等報告書
------	----------